

## 実習研修の実施指針に関する申し合わせ

### 1 目的

本申し合わせは、研修会等委員会内規第2条(4)に基づき、臨床知識のみならず技術の習得並びに向上を図るための実習研修に関する指針について定めるものである。

### 2 領域

実習研修は、リハビリテーション医学に関係する疾患・分野やリハビリテーション医療に関する技能のうち、実習研修としての企画が有用であると考えられる領域について行い、本医学会はこれに共催する。

### 3 概要

(1) ここでいう実習研修とは、講義及び実習、試験より成る、2～3日程度の研修会を指す。

(2) 十分な症例数の実習又は時間数の技能の実習を行うものとする。

(3) 実習研修には、次の2種が含まれる。

1) リハビリテーション医学に関係する教育機関、施設、各種団体が企画する研修会のうち、共催の申し込みのあったものについて、リハビリテーション医療に関する技能の修得を目指すに相応しい内容を包含するものを研修会等委員会で検討し、共催としての企画とする。

2) 必要と思われる分野については、研修会等委員会が企画から協力して、相応しい内容・指導者による新規の研修会を実現させる。

### 4 実施

実習研修は、別に定める「実習研修の実施要領に関する申し合わせ」に基づいて実施する。

### 5 資格・単位との関連

本医学会の認定臨床医並びに専門医受験資格としての位置づけ、及び、生涯教育単位としての認定などについては、認定委員会など関連部門と検討の上、一定の単位を付与する。

### 附 則

本申し合わせは、平成18年4月22日より施行する。

令和6年5月18日より施行する。